

平成 20 年 12 月から新設された公益法人制度は、財団法人、一般社団法人も含めて、5 年間の経過措置（特例民法法人への移行）後、公益社団か、一般社団への移行申請が義務づけられました。5 年を経過して、公益法人か、一般法人かを選択しなければ団体は解散になります。こうした中で、日本医師会、大阪府医師会、郡市区医師会はどのように対応したらよいかを検討する目的で、内閣府公益認定委員会事務局大臣官房新公益法人行政準備室企画官の堺井啓公先生をお招きしまして、ご講演を賜りました。

公益を担う行政サ - ビスは、明治 29 年に始まった制度ですが、世の中の流れの中で、大きな見直しもなく、硬直化して、地域のニーズに沿わなくなっています。今回の政策は、行政に縛られることなく、もっと自由に公益法人を作っていただいて、公益事業をやっていただきたいというのが趣旨です。

公益法人になるためには、公益認定法という基準に適合しているかを、民間委員よりなる公益認定委員会の審査を受ける必要があります。現在公益法人であるから、自動的に継続してということはありません。公益法人は、事業計画は自由に行えますが、公益認定を取得すれば、公益事業、支出計画を含めた公益財産（公益法人の所有する財産）などに関して、国、あるいは、都道府県の監督は受けませんが、税制優遇措置は受けられます。

公益法人の事業内容は定款に記載ある運営しかできなくなりますので、すでに社団法人である医師会では定款の変更が必要になってきます。

公益法人は 3 つの法律で規定されます。法人法（法人の規定）、認定法（公益法人になっていく認定の基準を定める）、整備法（公益目的支出計画の整備に関して）の 3 つです。

公益法人になる過程で、一度、特例民間法人となり、その後、5 年以内に一般法人か公益法人の選択をしなければいけません。一般法人に一度なると、公益法人になるのは、法律の要件を満たせば、随意です。一般法人では行政上の監督はありませんが、公益法人では監督を受けます。もし、公益法人で、不祥事があれば、立ち入り検査を受けることになり、法令違反があれば、公益認定の取り消しもあります。この場合は 1 か月以内に公益目的事業財産の残額を公益団体などに贈与しなければいけません。また公益法人は、ガバナンスにおいて変更があります。評議委員会などの設置が義務付けられ、医師会などでは、理事会の上に立つ評議員会が最高決定機関になります。また一般法人ですと、理事会でなく、社員総会が最高決定機関になります。

公益認定の取得の基本は 2 つあります。認定法の規定を満たし、認定法第 5 条各号に掲げる基準に適合する必要があります。主なものとして、財務状況が健全で、適切な情報開示が行われており、検査、検定などの事業を行う技術的能力を有するなどのことです。

公益法人となった時には、収支相償と公益法的事業比率が 50% を超えること、遊休財産額が制限を超えないことが必要になってきます。各団体の事業が複数ある場合に、その事業が公益に当たるかどうかの査定を受け、全体の事業として、50% 以上が公益目的事業かどうかの認定を受けます。公益目的事業かどうかは、認定法 2 条 4 号などに規定してあります。医師会では、看護学校事業、講座、セミナーなどが公益目的事業かどうかは問題となりますが、認定法 2 条 4 号と認定法別表第 2 条関係の 1 から 2 3 にチェックポイントなどがあり、これを参考にさせていただくことで、ご理解いただければと思います。収支相償は公益社団、財団法人、公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはいけないという規定でございます。会計処理も今までと違う概念になり、管理の扱いも違ってきます。また遊休財産に関しても、用途が決まっていない財産があった場合は、その額が 1 年分の公益目的事業相当額を超えてはいけないということです。

公益法人の認定に関しまして、欠格事由ということがあります。この規定は から までの規定があり、これに該当したら、公益法人認定取り消し処分に当たることになります。

いい事業をやっているから公益法人ではなく、公益認定にあった認定基準を満たしているかどうかで、公益法

人になるかどうかが決まってきます。ただそれだけの話で、良い事業をやれば、一般社団法人でも、公益法人でも差はありません。公益法人だから素晴らしいということはありません。

公益法人を受けた運営上の縛りですが、公益目的事業財産が法人運営上のキ-ワ-ドとなります。事業には収益事業と公益事業がありますが、収益つまり、利益の1/2上を公益目的事業財産に繰り入れて、毎年度残額報告をしなければいけません。遊休財産が公益目的事業財産の中で、1年分を超えない規定が守れないと欠格事由となります。公益法人申請に関して、最初にしなければいけないのは、公益目的財産額の算定です。不動産などは時価評価額が求められますから、不動産1,000万円としても、評価額が1億6,000万円であれば、後者の額を算定して、公益目的支出計画を立てて、申告予定年数で、使い切ってしまう必要がありますが、支出計画のための年数には制限はありません。

税制に関しまして、公益法人では、寄付税制が特定公益増進法人と同じです。個人からだと、寄付額から5,000円を引いた額を個人の所得から控除して計算します。法人だと、所得金額の5%、資本金の額の約0.25%の和を半分にしたものが損金管さんできます。地方税として、個人住民税における寄付優遇の措置がなされます。法人税に関しては、収益事業のみに関して、課税となります。税務署も、公益法人認定法で公益目的事業によるものと説明すれば、この部分は非課税の措置になり、収益事業の収入であろうとは言わなくなります。また源泉所得税に関しまして、新しい公益法人では非課税ですが、一般法人になると、受取利子配当に関して、源泉所得税は課税されます。

収益事業についてのみ課税を受ける一般法人では、非営利性の徹底された法人の条件を満たし、定款に剰余金の分配は行わないということ、解散時に財務財産を公益、社団、財団法人との一定の公益的団体に帰属する旨の定めを記載する必要があります。 、 のために違反をしたことがない。 理事、および親族などである理事の合計数が理事の総数の3分の1であることなどを定款に書けば、非営利性が徹底された法人として、収益事業のみの課税となります。

以上が公益法人の概略となります。詳細な説明は講演要旨であるために、省略しております。詳しくは講演全文を御参照ください。